

# 結婚新生活 支援事業

家賃・引越し代・住宅取得費

最大 **60万円** 補助

## 対象世帯

次の条件を全て満たす方が対象です。

- ① 婚姻日 **令和6年1月1日から令和7年3月31日<sup>注1</sup>まで**に婚姻届を提出し、受理された夫婦であること。
- ② 年齢 夫婦共に**39歳以下**であること。(婚姻日時点)  
※29歳以下 上限60万円  
30歳以上39歳以下 上限30万円
- ③ 所得 夫婦の**合計額が500万円未満**であること。(申請日時点の所得証明書をもとに算出)  
※貸与型奨学金を返済している場合は、所得から年間返済額を控除できます。
- ④ 住所 夫婦共にうきは市内に住民票があること。(申請日時点)  
また、新居が市内にあり、夫婦の少なくとも一方がその新居に住民票を移していること。
- ⑤ 夫婦共に納期限が到来している市税の未納がないこと。(申請日時点)
- ⑥ 他の公的制度による家賃補助、補助金等を受けていないこと。
- ⑦ 過去にこの補助金を受けたことがないこと。

## 対象経費

令和6年4月1日から令和7年2月28日の間 かつ 婚姻日以降に支払った、次の経費が対象です。


- 住宅の購入費用
- 住宅のリフォーム費用 (修繕・増築・改築)
- 住宅の賃借費用 (賃料・共益費・敷金・礼金・仲介手数料)
- 引越し費用 (引越業者・運送業者に支払ったもの)

## 申請期間

 令和6年4月1日～令和7年2月28日

予算に限りがあります。お早めにご検討ください。

## お問い合わせ

 0943-73-9152

うきは市役所 企画財政課 企画調整係



# 申請書類

次の申請書類を、うきは市役所企画財政課へご提出ください。

	書類	取得先
必須	うきは市結婚新生活支援補助金交付申請書	うきは市 企画財政課 or うきは市HP
必須	結婚受理証明書 <sup>注2</sup> もしくは 戸籍謄本 <sup>注3</sup> ※夫婦の記載のあるもの	注2 婚姻届を提出した自治体 注3 本籍地の自治体
必須	住民票 ※新婚世帯全員の記載のあるもの	うきは市 市民生活課
必須	所得証明書 ※申請日時点における直近のもの <sup>注4</sup> 令和6年5月までの申請 ↳ 令和4年1～12月分の所得額 <sup>注5</sup> 令和6年6月からの申請 ↳ 令和5年1～12月分の所得額	注4 令和5年1月1日時点で 住民票を置いていた自治体 注5 令和6年1月1日時点で 住民票を置いていた自治体
	【奨学金の返済額を控除すれば、夫婦の所得が500万円未満となる場合】 貸与型奨学金の返済額がわかる書類 ※所得証明書と同じ期間の返済がわかるもの	コピー
必須	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 【購入の場合】 売買契約書</li> <li>■ 【リフォームの場合】 工事請負契約書 もしくは 請書</li> <li>■ 【賃借の場合】 賃貸借契約書</li> </ul>	コピー  <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 10px auto;">             すでに支払いをしている場合は、 領収書や引き落とし口座の通帳の写しも ご提出ください。           </div>
必須	住宅手当支給証明書 ※勤務先に記入してもらったもの	うきは市 企画財政課 or うきは市HP
	【離職している場合】 誓約書 <sup>注6</sup> および 離職したことがわかる書類 ※離職票・退職証明書など	注6 うきは市 企画財政課 or うきは市HP
	【引越しを引越し業者に依頼した場合】 領収書	コピー
必須	滞納のない証明書 ※18歳以上の世帯員全員分	うきは市 税務課

うきは市役所 企画財政課 企画調整係

福岡県うきは市吉井町新治316

TEL/0943-73-9152 MAIL/kikaku@city.ukiha.lg.jp



詳細・申請書類についてはこちらから！



うきは市 結婚新生活支援事業

